

秋田工業用水道の管理に関するサウンディング型市場調査  
実施要領

令和5年7月5日  
秋田県産業労働部公営企業課

1. 調査の目的

秋田工業用水道は、秋田市区域の産業の振興を図るために設置したものであり、適正かつ合理的な運営により経営の効率化を図り、工業用水道の受水者に良質で安定した工業用水を供給することにより、秋田県産業の振興に寄与するものであります。

平成19年度から経営の効率化のため、民間事業者のノウハウ及び能力を活用した指定管理者制度による管理運営を行っており、主に向浜地区、土崎・飯島地区、御所野地区を給水区域として、現在は、責任水量制による給水契約のもとで、立地企業29社を対象に、一級河川雄物川から取水した河川水を浄水処理（砂濾過なし、滅菌なし）した良質な工業用水を、安定的に供給しています。

施設については、昭和46年7月の供給開始から50年以上経過しており、今後も長期整備方針に基づく老朽化対策や耐震化などの大規模改良事業を進めていくため、経営計画の見直しや維持管理費の増加が課題となっており、全国的にも安価な給水料金を維持するため、より一層の経営の効率化や経費の削減が求められています。

本調査においては、公募要件に関することや効率的な管理運営と工業用水道事業全体における経費の削減に繋がる手法等について、幅広く検討するため、民間事業者の意見・提案等を伺うものです。

2. 対象用地・施設の概要

所在地	秋田県秋田市仁井田字新中島 770 番地の 1 (浄水場管理本館)
土地・延床面積	浄水場施設面積(秋田市仁井田字新中島 地内) : 99,888 m <sup>2</sup> 勝平配水池施設面積(秋田市新屋町字砂奴寄地内) : 11,326 m <sup>2</sup> 御所野配水池施設面積(秋田市御所野下堤二丁目地内) : 1,100 m <sup>2</sup> 取水導水函及び導水・送水・配水管の総延長 : 36.460km
既存施設の概要	1 主な施設 ・管理施設 管理本館:1 棟、監視制御装置:1 式 ・取水導水施設 取水口:1 基、水中リサ-:4 台、取水導水函:199m、導水沈砂池:2 池、導水ポンプ井:2 池、導水ポンプ棟:1 棟、導水ポンプ:3 台、導水管:454m ・浄水施設 沈砂池:4 池、着水井:1 池、薬品注入設備(タンク:4 槽、注入ポンプ:4 台)、凝集池(急速攪拌池:2 池、急速攪拌機:2 台、緩速攪拌機:16 台、フロック形成池:8 池)、薬品沈澱池:8 池、汚泥池:2 池、天日乾燥床:10 床、水質計器(濁度計、pH 計、水温計、アルカリ度計)、凝集リサ-:1 台 ・送水施設 送水ポンプ室(勝平系:1 棟、御所野系:1 棟)、送水ポンプ井(勝平系:2 池、御所野系:2 池)、送水ポンプ(勝平系:4 台、御所野系:2 台)、送水管(勝平系:13,197m、御所野系:6,045m) ・配水施設 配水池(勝平系:2 池、御所野系:2 池)、配水管(勝平系:14,056m、御所野系:2,509m)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受変電設備 特別高圧受変電設備(常用):1式(C-GIS:1基、変圧器:1台)、高圧受変電設備(予備):1式(PAS:1台、変圧器:1台)、電気室:1棟、非常用予備発電装置:1台</li> <li>2 水利権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水利使用規則最大取水量 日量 210,000 m<sup>3</sup></li> </ul> </li> <li>3 給水能力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画給水能力 日量 200,000 m<sup>3</sup></li> <li>・現有給水能力 日量 166,000 m<sup>3</sup></li> </ul> </li> <li>4 条例施行規程で定める水質基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水温 30℃以下</li> <li>・濁度 10度以下 (5度以下を目標とする。)</li> <li>・水素イオン濃度 pH5.5以上8.0以下</li> </ul> </li> <li>5 給水量等(過去3年間) <table border="1" data-bbox="555 864 1418 1093" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約給水量 (m<sup>3</sup>/日)</td> <td>157,786</td> <td>156,886</td> <td>157,270</td> </tr> <tr> <td>実績給水量 (m<sup>3</sup>/年)</td> <td>49,796,849</td> <td>50,540,455</td> <td>50,112,622</td> </tr> <tr> <td>給水事業者数</td> <td>30</td> <td>28</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	契約給水量 (m <sup>3</sup> /日)	157,786	156,886	157,270	実績給水量 (m <sup>3</sup> /年)	49,796,849	50,540,455	50,112,622	給水事業者数	30	28	29
	令和2年度	令和3年度	令和4年度														
契約給水量 (m <sup>3</sup> /日)	157,786	156,886	157,270														
実績給水量 (m <sup>3</sup> /年)	49,796,849	50,540,455	50,112,622														
給水事業者数	30	28	29														
土地建物の権利状況	土地：県有地（一部借地） 建物：県所有																
現況	指定管理者制度による管理運営（令和6年度まで）																
現募集要項(一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 管理業務範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)施設及び設備の維持管理に関する業務 施設の運営、危機管理、保全管理、修繕、沈澱池等清掃・点検、天日乾燥床堆積物乾燥促進、堆積物の収集・運搬、環境整備、備品・予備品・図書管理、薬品の調達、消耗品等の調達、県工事・委託等に係る施工補助、苦情対応・漏水対応・見学者対応、データの記録・報告及び保存、その他</li> <li>(2)工業用水の供給に関する業務 運転・管理、水質管理、水量・水圧管理</li> <li>(3)その他工業用水道の管理に関し知事が必要と認める業務 指定管理者からの提案によるものなど、「1(1)、(2)」以外の工業用水道の管理に必要と認める業務</li> </ul> </li> <li>2 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）</li> <li>3 申請に必要な主な資格等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体であること。</li> <li>(2)総括責任者は、給水能力日量 10,000 m<sup>3</sup>以上の上水道又は工業用水道の浄水場施設において、7年以上の運転管理業務の実績を有する者又は水道技術管理者の資格を有する者とする。</li> <li>(3)ほか有資格者 エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者 ほか</li> </ul> </li> </ul>																

その他	<p>1 現 況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種電気主任技術者は、県の職員を選任している。</li> <li>・ 浄水場は、第二種エネルギー管理指定工場に位置づけられている。</li> <li>・ 浄水場の使用電力量は、年間約 9 百万 kWh にも上る。</li> <li>・ 浄水場の電気使用料金は、県が支払っている。</li> <li>・ 秋田工業用水道 事業継続計画（秋田工水 B C P）を制定している。</li> </ul> <p>2 次期公募要件の想定方針(見直し部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定期間について、10 年以内を一つの目安とし、物価変動リスク等を考慮した上で定める。</li> <li>・ 申請に必要な資格等について、秋田県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（共同事業体等のグループを含む）であることとする。なお、本社等主たる事務所が県内・県外のいずれでも申請が可能とする。</li> </ul>
-----	---

### 3. サウンディング実施スケジュール

サウンディング実施要領の公表	令和 5 年 7 月 5 日(水)
サウンディング説明会の参加申込期間	令和 5 年 7 月 5 日(水)～令和 5 年 7 月 19 日(水)
サウンディング説明会の開催	令和 5 年 7 月 26 日(水)
サウンディング参加申込期間	令和 5 年 7 月 31 日(月)～令和 5 年 8 月 18 日(金)
サウンディング実施日時・場所の連絡	令和 5 年 8 月 23 日(水)
提案書の提出期限	令和 5 年 8 月 30 日(水)
サウンディングの実施	令和 5 年 9 月 5 日(火)～6 日(水) ※別途調整
サウンディング結果(概要)の公表	令和 5 年 10 月

### 4. サウンディングの内容

#### (1) サウンディングの対象者

秋田工業用水道の管理運営等の事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

#### (2) サウンディングの項目

<p>1 民間事業者の方々から伺いたいこと</p> <p>① 効果的な指定期間の設定年数についての意見 (次期 10 年以内の設定のうち何年を妥当と考え、その理由、効果などの意見を伺いたい。)</p> <p>② 経費縮減のための提案 (全国的にも安価な給水料金を維持するため、指定管理費、又は浄水場内の電気使用料金など、工業用水道事業全体での経費縮減が課題である。)</p> <p>③ エネルギー消費量の縮減のための提案 (2030 年度において、2015 年度比で 15%の削減が課題である。)</p> <p>④ 危機管理体制の確認・提案 (地震などの災害時において、早期復旧及び早期給水再開など迅速な対応が重要となる。そのため、緊急時の体制、薬品や必要資材の調達方法、実施例について確認したい。)</p> <p>⑤ 収益の向上(給水料金など)に繋がることの提案 (秋田工業用水道事業は、給水料金などの料金収入で賄っているが、社会情勢の変化等により契約給水量が減少する予定であるため、収益を上げることが課題である。)</p>
---

- ⑥ 第二種電気主任技術者を指定管理者で選任する要件とする場合についての意見、条件  
(緊急時の対応を含む管理運営の効率化、迅速化を図ることが課題である。また、管理従事者が当該資格を有していることが適正な管理ではないかとも考える。)
- ⑦ 浄水場内の電気使用料金を指定管理者で支払うことを要件とする場合についての意見、条件

## 2 その他 意見、要望

参入意欲や指定管理者制度以外の手法による管理は考えられるか等

## 5. サウンディングの手續

### (1) 説明会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの説明会を実施します。

参加を希望される方は、セミナー参加申込みフォームからお申し込みください。

- ① 申込受付期限  
令和5年7月5日(水)～令和5年7月19日(水)
- ② 申込先  
秋田県の公式ウェブサイト  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74463>
- ③ 説明会開催日時  
令和5年7月26日(水)14:45～  
(セミナーは13:30から開始しますので、開始時刻が前後する可能性があります。)
- ④ 会場  
Web開催 (Webex)

### (2) サウンディングの参加申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別添のエントリーシートにより、期日までに②の申込先へ電子メールにて申し込んでください。なお、件名には【秋田工業用水道の管理に関するサウンディング参加申込】としてください。

- ① 申込受付期限  
令和5年7月31日(月)～令和5年8月18日(金)
- ② 申込先  
秋田県産業労働部公営企業課 (8. 問合せ先のとおり)

### (3) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた法人又はグループの担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて令和5年8月23日(水)までに御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

### (4) 提案書等の提出

サウンディング事項についての意見・考え等を記載した提案書を事前に電子メールで提出してください。

その他、必要に応じて補足資料も提出してください。

- ① 提出期限  
令和5年8月30日(水)
- ② 提出先  
秋田県産業労働部公営企業課 (8. 問合せ先のとおり)

### (5) サウンディングの実施

- ① 実施期間  
令和5年9月5日(火)～6日(水)午前10時～午後5時

- ② 所要時間  
30分～1時間程度
- ③ 場所  
秋田県庁第二庁舎6階 公営企業課会議室（予定）
- ④ その他  
サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

#### （6）サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者の内容の確認を行います。

### 6. 留意事項

#### （1）参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

#### （2）費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

#### （3）追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

### 7. 別紙・参考資料

#### ① サウンディング・エントリーシート（別紙1）

※ 説明資料は、5（1）の説明会の前日までにメールにて送付します。

### 8. 問合せ先

質問等がある場合は下記までお問い合わせください。

#### ○サウンディングに関すること【事業主管課】

秋田県産業労働部公営企業課 工業用水道チーム 大口、戸嶋  
〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号  
電話 018-860-5035 E-mail:koueikigyou@pref.akita.lg.jp

#### ○説明会に関すること【あきた公民連携地域プラットフォーム】

秋田県総務部行政経営課 公民連携・施設チーム 二木、渡邊  
〒018-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
電話 018-860-1053 E-mail:gyousei@pref.akita.lg.jp